

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、長久手市普通財産売払いに係る一般競争入札を実施する。

令和4年9月2日

長久手市長 吉田一平

## 1 入札に付する事項

以下の物件を個別に入札に付し売り払う。詳細については、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）による。

区分番号	物件名	※予定価格(円)	入札保証金(円)
物品1	日野ポンチョ 平成20年式	250,000	25,000

※予定価格とは、あらかじめ長久手市が定めた最低売却価格をいう。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当する者
- (2) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当すると認められる者。また、法人にあつては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当すると認められる者
- (3) 長久手市が定める「長久手市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）」及びK S I官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

- (5) 日本語を完全に理解できない者。ただし、代理人が日本語を理解できる場合を除く。
- (6) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者。ただし、代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。
- (7) 18歳未満の者。ただし、親権者などが代理人として参加する場合を除く。

### 3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、売却システムの画面上で参加申込みなど一連の手続を行うこと。

入札者は、参加申込み（仮申込み）を令和4年9月2日（金）午後1時から令和4年9月20日（火）午後2時までにを行うこと。

入札者は、参加申込み（仮申込み）を行った後、参加申込み（本申込み）を令和4年9月2日（金）午後1時から令和4年9月20日（火）午後2時までにいき、市ガイドラインに記載の必要書類を送付すること。

### 4 契約書案その他入札に必要な書類を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和4年9月2日（金）午後1時から令和4年9月20日（火）午後2時まで
- (2) 場所 長久手市岩作城の内60番地1 長久手市くらし文化部安心安全課

### 5 入札の場所及び期間

- (1) 場所 売却システム上
- (2) 期間 令和4年10月4日（火）午後1時から令和4年10月11日（火）午後1時まで
- (3) 開札日 令和4年10月11日（火）午後1時以降

### 6 入札の方法

- (1) 売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができない。
- (2) 郵便等による入札書の提出は、認めない。

### 7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札者は、長久手市が定めた入札保証金を納付する。

- (2) 入札保証金はクレジットカードによる納付のみで、仮申込み時にカード情報を登録する。
- (3) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金（売払代金）に充当することができる。
- (4) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後に全額返金する。

## 8 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書（市ガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

## 9 落札者の決定の方法

長久手市は、入札期間終了後、開札を行い、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格で入札をした者を落札者として決定する。

ただし、最高価格で入札をした者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号（ログインID）を落札者の氏名（名称）とみなす。

## 10 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、令和4年10月18日（火）午後5時までに契約を締結し、同時に長久手市が定めた契約保証金を納付しなければならない。ただし、期日について落札者に特別の事情のある場合は、この限りでない。

## 11 売払代金の納入

契約を締結した者は、令和4年10月25日（火）午後2時30分までに、長久手市が指定する方法により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。ただし、期日について落札者に特別の事情のある場合は、この限りでない。

## 12 問合せ先

長久手市くらし文化部安心安全課

電話番号 0561-56-0611

メールアドレス [anshin@nagakute.aichi.jp](mailto:anshin@nagakute.aichi.jp)